

総務文教常任委員会記録

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

【開催日】 令和6年12月16日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午前10時40分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹		
----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
人事課課長補佐	福田 智之	人事課給与係長	長村 知明
人事課人事係長	藤井 貴大		

【事務局出席者】

局長	石田 隆	議事係長	岡田 靖仁
----	------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第83号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第84号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第85号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 閉会中の継続調査事項について

午前10時25分 開会

伊場勇委員長 ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。審査内

容 1 番、議案第 8 3 号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第 8 3 号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき本市においても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改定を行うものです。お配りしている参考資料を御覧ください。①、民間の給与水準が公務員を上回ったことから、その格差を解消するために給料月額の上上げを行います。平均で 3 % の増額改定となりますが、若年層ほど改定率が高くなっており、高卒の初任給で言えば 2 万 3, 6 0 0 円が増額されることになっております。次に②です。期末勤勉手当については、支給率を 0. 1 月分引き上げ、年間の支給月数を 4. 5 月から 4. 6 月とするものです。これらの改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。なお、令和 7 年度の期末勤勉手当は 6 月と 1 2 月で率が均等となるように改正をいたしております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久副委員長 このたびの条例の改正による人件費総額の影響額は幾らになるか教えてもらっていいですか。

古屋総務部次長兼人事課長 一般会計で言えば約 1 億 9, 7 0 0 万円、全会計病院水道を除きますが、特会も含めて言えば約 2 億 1, 9 0 0 万円ということになります。

森山喜久副委員長 高卒の初任給は 2 万 3, 6 0 0 円増額という話でしたが、大卒の初任給はどのくらい変わりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 大卒の初任給は、2 万 3, 2 0 0 円増額となります。

す。

森山喜久副委員長 会計年度任用職員はどうなりますか。フルタイムとパートタイムがありますが、それぞれどうなるか、教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員は職員と同じ給料表を使っております。1級部分になりますので、皆さんかなり上がります。月額2万円以上は上がることとなります。

森山喜久副委員長 パートタイムの方の中には扶養の関係で、あまり増額し過ぎると影響があるのかなという懸念がありますが、何かその辺の情報はありますか。

古屋総務部次長兼人事課長 確かに扶養の関係はありますが、本市の場合、今は週2日以下くらいでないとそもそも扶養に入れません。そういう方はほとんどいません。

岡山明委員 市職員の平均年齢と給料の平均額を教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 正規職員の平均年齢は42歳くらいです。平均の給料は32万円くらいです。そして、このたびの人事院勧告によって、正規職員は平均で月額約9,500円上がることになります。

森山喜久副委員長 年間でどのくらい上がりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 正規職員は、年収が平均20万円くらい上がることになります。

岡山明委員 民間と公務員との開きはどうなっているのか、教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 人事院勧告というのは、人事院が従業員５０人以上の企業１万社以上を調査してその平均を出すことで官と民の格差を出し、その部分を勧告するという制度になっております。今回はかなり上がっておりますけども、昨年度来、民間でも賃金の改定が行われております。特に中小企業も含めて賃金が上がったという結果だろうと思っております。

岡山明委員 民間は当然上がっているでしょうけど、公務員と民間の給与の差はどうなっているのか。今回の勧告で差が縮まったとか開いたとか、分かりますか。

古屋総務部次長兼人事課長 人事院勧告というのは、官と民の給与格差を出して、その差額分を勧告するものになります。景気が良くて民間の給料が上がれば、公務員も上がるという仕組みになっております。

森山喜久副委員長 このたびの人事院総裁の談話の中で「適切な処遇は優秀な人材の確保のために不可欠であり、今回、給与制度をアップデートして処遇面を包括的に見直します」という発言があったんです。山陽小野田市もそれに準ずる方向性になるのかどうかを教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 そういったものを受けて初任給等がかなり上がっています。今後、国の動きを見ながら本市も対応していくことになるのかと思います。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に移ります。議案第８３号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第84号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第84号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度の人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等につきまして所要の改定を行うものでございます。改正の内容は、期末手当につきまして現行の4.5か月から0.1月分引き上げ、年間4.6月とするもので、令和6年12月分から適用することとしております。支給率は、参考資料の2ページ目にお示ししているとおりでございます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

森山喜久副委員長 こちらの条例改正による予算への影響額を教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 市長は10万9,080円、副市長は8万8,800円、教育長は7万8,600円上がることになりますので、影響額はそれらの合計額となります。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第84号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、議案第85号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 議案第85号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、特別職の職員の給与に関する法律の改正内容を踏まえて、本市においても国に準じて所要の改正を行うものであります。改正の内容は、期末手当を現行の年間3.4月から0.05月引き上げて年間3.45月の支給とするもので、令和6年12月分から適用することとしております。支給率は、参考資料にお示ししているとおりでございます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 この条例の改正による影響額を教えてください。

古屋総務部次長兼人事課長 全部で49万5,840円の増額となります。

森山喜久副委員長 0.05月分とはどのくらいの金額ですか。

古屋総務部次長兼人事課長 議員は2万2,800円、議長は2万8,800円の増額となります。

笹木慶之委員 資料の表の下の「※カッコ内は国」とは何を示しているんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 議員の期末手当は国会議員の率に準じることにな

っておりますので、「国」とは国会議員という意味でございます。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。議案第85号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。次に、審査内容4番、閉会中の継続調査事項についてでございます。資料がありますので御覧ください。内容について、御意見、加えるべきもの等々がありましたら、挙手にてお願いします。いかがでしょうか。ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、閉会中の継続調査事項については資料のとおりと決定します。以上で総務文教常任委員会を散会します。お疲れさまでした。

午前10時40分 散会

令和6年（2024年）12月16日

総務文教常任委員長 伊 場 勇